

平成 17 年 9 月 30 日

各 位

農 林 中 央 金 庫  
農 中 信 託 銀 行 株 式 会 社  
三 菱 信 託 銀 行 株 式 会 社

農中信託銀行の相続業務（遺言信託・遺産整理）  
の開始と三菱信託銀行への事務委託等について

農林中央金庫（代表理事理事長<sup>うえのひろふみ</sup>上野博史）の連結子会社である農中信託銀行株式会社（取締役社長<sup>はらけんいち</sup>原健一）と、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループの連結子会社である三菱信託銀行株式会社（取締役社長<sup>うえはらはるや</sup>上原治也）は、9月29日、農中信託銀行が取り扱いを開始する相続業務（遺言信託・遺産整理）に関し、事務委託と本業務にかかるコンサルティングの提供とについて正式契約を締結しましたのでお知らせいたします。

なお、この正式契約は、9月22日に合意した農林中央金庫と三菱UFJフィナンシャル・グループのリテール分野における戦略的業務・資本提携の第一弾として締結されたものであります。

農中信託銀行は、JAバンクの組合員の高齢化・資産承継対応力強化のために平成17年10月3日より相続業務の取り扱いを開始いたします。業務開始にあたっては、遺言書の保管のみならず参入が難しいとされている遺言執行・遺産整理についても業界標準の業務執行力を備えることで組合員・利用者のニーズに応え、JAバンクにおけるリテール顧客基盤の維持強化を狙います（遺言執行・遺産整理業務は首都圏より段階的に展開を予定）。

三菱信託銀行は、農中信託銀行の相続業務の立ち上げと円滑な遂行を目的としたコンサルティングの提供と、業界初の遺言執行・遺産整理業務のバック事務を受託する「相続業務事務受託業務」を立ち上げ、初めて農中信託銀行より受託いたします。なお、三菱信託銀行は委託元の顧客情報管理への対応として、三菱信託銀行本体の営業部署とは切り離した受託事務専担セクションでの体制を整備いたします。

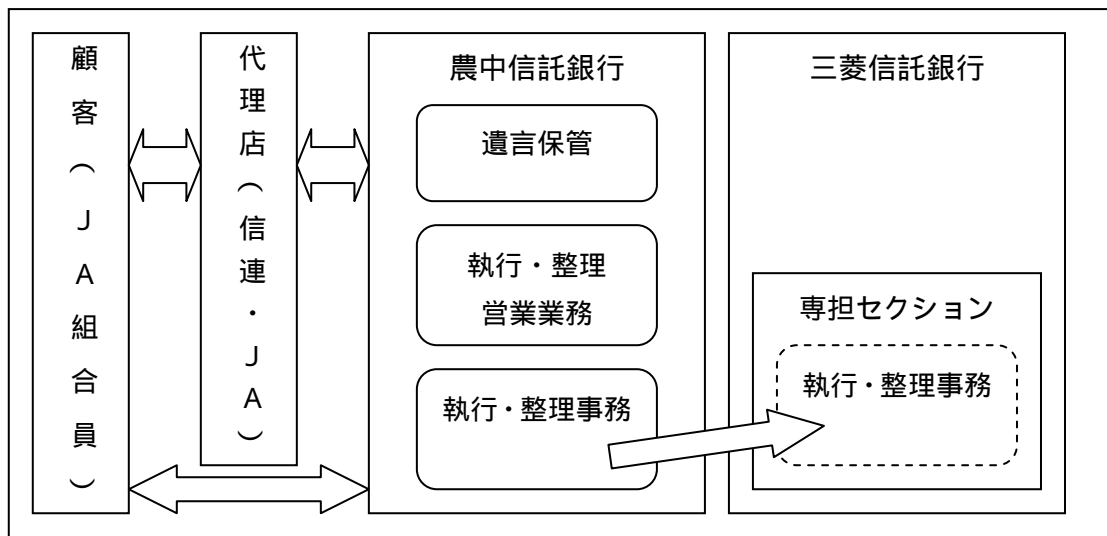
以上

（照会先）

農 林 中 央 金 庫	広報部	03-5222-2019
農 中 信 託 銀 行 株 式 会 社	企画総務部	03-5281-1311
三 菱 信 託 銀 行 株 式 会 社	経営企画部広報室	03-6214-6044

(別紙)

< 農中信託銀行の相続業務に関する事務委託スキーム >



- ・ 農中信託銀行は平成 17 年 10 月 3 日より、信連・J A を代理店として相続業務を開始。
- ・ 農中信託銀行では遺言信託の新規獲得と保管は自社で行い、相続発生後の執行・整理業務については「相続人等との営業業務は自社が担い、事務を三菱信託銀行に外部委託」するスキーム。
- ・ 三菱信託銀行は、委託元の顧客情報管理等に対応するため、同社の営業部署とは切り離れた受託事務専担セクション（リテール受託業務部）での受託体制を整備。

以上